

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	「福祉情報ガイドブック」の配布対象者リストの作成に伴う外国人登録の目的外利用について
--------	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第11条第2項第5号（目的外利用）

（担当部課： 福祉部管理課）
担当係 管理係 担当者田上 内線（3315）

事業の概要

事業名	「福祉情報ガイドブック」の配布対象者リストの作成に伴う外国人登録の目的外利用について
担当課	福祉部管理課
目的	「福祉情報ガイドブック」を対象者に対し、正確に配布するため。
対象者	平成 19 年 4 月 1 日現在区内で 63 歳以上の方のいる世帯
内容	「福祉情報ガイドブック」の作成に伴い、区内で 63 歳以上の方のいる世帯に対し配布するため、民生委員に担当地区内の対象者リストを提供し、訪問のうえ、冊子の配布を依頼する。

件名「福祉情報ガイドブック」の配布対象者リスト作成に伴う外国人登録の目的外利用について

保有元及び保有情報		利用先及び利用情報	
保有課	戸籍住民課	利用課	福祉部管理課
登録された個人情報業務の名称	外国人登録	登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	福祉情報ガイドブック配布対象者リスト
情報はどのような媒体に記録されているか	電子(外国人登録ファイル)	情報はどのような媒体で提供を受けるのか	紙
登録業務で保有している情報項目は何か	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・国籍 ・続柄 ・外国人登録番号 ・在留資格 ・在留期間 ・上陸許可年月日 ・世帯主名 ・続柄 ・親族関係 ・出生地 ・本国の住所 ・旅券番号 ・旅券発行年月日 ・職業 ・勤務先 ・前居住地 ・電話番号 	左欄のうち利用する情報項目	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・住所 ・続柄 ・世帯主名 (平成19年度4月1日現在63歳以上の方のいる世帯) ただし、9月5日の目的外利用については対象世帯数のみ
何のために保有しているのか	日本に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にするため	何のために目的外利用するのか	印刷部数を確定するため配布対象者数を確認するとともに、成果物を各対象世帯へ配布するため
緊急時の利用の場合における本人通知の状況	*****	目的外利用の時期・期間	平成 19年 9月 平成 19年 12月